**檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ**

　北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道１４の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。

　このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

１　応募資格

　　次の要件を全て満たすことが必要です。

　(1) 檜山振興局管内に居住する満２０歳以上の方〔令和６年４月１日現在〕

(2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方

２　募集する人数

　　障がいのある方２名、地域住民２名

３　委員の任期

　　委嘱の日（令和６年４月１日予定）から２年間

※　委嘱された方の氏名は公表されます。

４　応募方法

（１）応募に必要な書類（2種類）

　　ア　応募用紙（様式１）

イ　作　　文（様式２）

「障がい者が暮らしやすい地域づくり」のテーマについて、あなたが考えていることを８００字以内にまとめてください。

　※　書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※　様式１及び２は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び檜山振興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページ及び檜山振興局のホームページからダウンロードできます。

　　　　北海道のホームページ　　　　　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/r04iinkoubo.html

　　　　檜山振興局のホームページ　 http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html

（２）書類の提出方法

　　　檜山振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送（消印有効）又は持参してください。

※　持参の場合は、平日（開庁日）の９：００～１７：００までの間に持参してください。

※　提出期限及び郵送先は、８を御参照ください。

５　選考

　　選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

　　選考結果は、応募した檜山振興局から、３月までに応募者全員にお知らせします。

６　委員の役割等

　(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

　(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

７　報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

８　檜山振興局が所管する市町村、郵送先・問い合わせ先及び提出期限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所管する市町村 | 郵送先・問い合わせ先 | 提出期限  （消印有効） |
| 作文テーマ |
| 檜山 | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町 | 〒043-8558  檜山振興局保健環境部社会福祉課  檜山郡江差町字陣屋町336-3  電話0139-52-6651 | 令和5年12月20日  　　　　～  令和6年1月22日 |
| 障がい者が暮らしやすい地域づくりについて |